

医療情報企画室業務委託契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター医療情報企画室補助業務（以下「医療情報企画室業務」という。）の委託について、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和氣 亨（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により
契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、医療情報企画室業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い、医療情報企画室業務仕様書に基づき信義を守り誠実に委託業務を実施する。

（契約期間）

第2条 委託の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約に基づく請負金額は、年額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、金額に100分の10を乗じて得た額である。

（消費税率改定に伴う留意事項）

第4条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改定された場合には、甲乙協議の上、改定後の税率により定めるものとする。

（契約保証金）

第5条 この契約に係る契約保証金は沖縄県財務規則第101条第2項第3号により免除する。

（委託料の請求及び支払い）

第6条 委託料の請求及び支払は1ヶ月ごと（別添「月別支払内訳書」のとおり）とし、月額
円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とする。

なお、1ヶ月に満たない月がある場合は、当該月の日数による日割計算で算出した金額とする。

2 乙は、当該月分の委託料を翌月の10日までに甲に請求するものとする。

3 甲は前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙へ支払うものとする。

（機器の提供及び光熱水費の負担並びに善管注意義務）

第7条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料（以下「機器」という。）

を無償で乙に使用させるものとする。ただし業務遂行上必要とする専門性の高い機器等は、全て乙の負担とする。また、その使用については甲の承認を受ける必要がある。

- 2 乙が使用する電話料及び光熱水費等は、業務の処理上、甲が必要と認める場合において、甲の負担とする。
- 3 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他の事故が起きないように常に善良な管理者としての注意を払って使用しなければならない。
- 4 前項の事故が発生したとき、又はその恐れがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(再委託)

第8条 乙は、甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し医療情報企画室業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、再委託する場合においても、乙は本契約における乙の義務を免れない。乙は、当該再委託先に対して、再委託する当該業務について第10条と同等の機密保持義務を負わせ、甲が定めた「医療情報企画室業務委託仕様書」および別紙「個人情報取扱特記事項」等に基づき、誠実に当該業務を遂行するよう必要かつ適切な監督を行う。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約に関して発生する一切の権利を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(機密の保持)

第10条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

- 2 個人情報の取り扱いについては、別紙に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙が、医療情報企画室業務の実施に関し、故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたとき。ただし、乙の責めに帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- 2 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 3 前項の損害賠償については、甲乙協議して定める。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

- 2 翌年以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削減があった場合は、契約内容を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙で十分に協議したうえで、本契約を継続することが困難である場合に限り本契約を解除することができる。
- 3 第1項及び第2項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
- 5 甲又は乙の何れかが本契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちに本契約を将来に向かい解除することができる。
尚、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(業務遂行上の責任者等)

第13条 乙は委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定める。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第15条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第16条 乙は、請負金額について、その収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて、実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間は保存しなければならない。

(協 議)

第16条 この契約に定めのない事項又は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に関して紛争が発生し、訴訟によってこれを解決する場合は、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 沖縄県南風原町新川 118 番地 1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院 長 和 氣 亨

(乙)

(別 紙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものと

する。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第 11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。